

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県、滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達

※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結。

- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元県内の輸送手段で対応困難



避難元県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,111
三重県	1,331
京都府	2,363
大阪府	4,864
兵庫県	3,842
奈良県	991
和歌山県	711
鳥取県	510
徳島県	623
計	16,346

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 98

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、滋賀県及び岐阜県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

【応援内容】

- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①住民の避難
- ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他特に要請のあった事項



7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

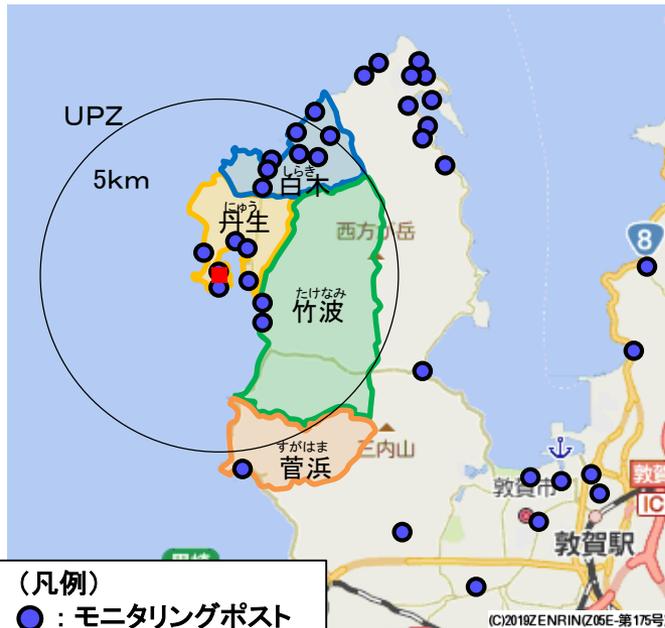
<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZの住民は屋内退避を実施する。
2. 3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



<概ね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

1市1町(美浜町、敦賀市)
 住民数:848人

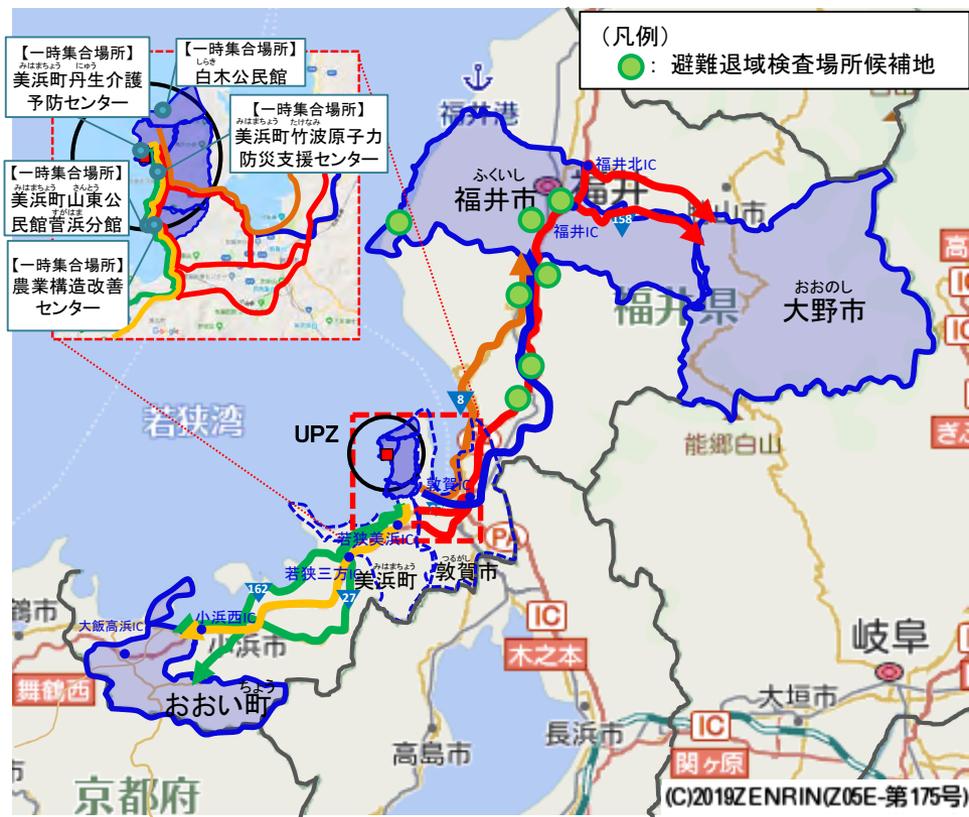
人口:令和2年4月1日時点

UPZ内地域		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	272人	20人
	竹波地区	100人	8人
	菅浜地区	415人	44人
小計		787人	72人
敦賀市	白木1丁目	61人	0人
	白木2丁目	0人	0人
小計		61人	0人
合計		848人	72人

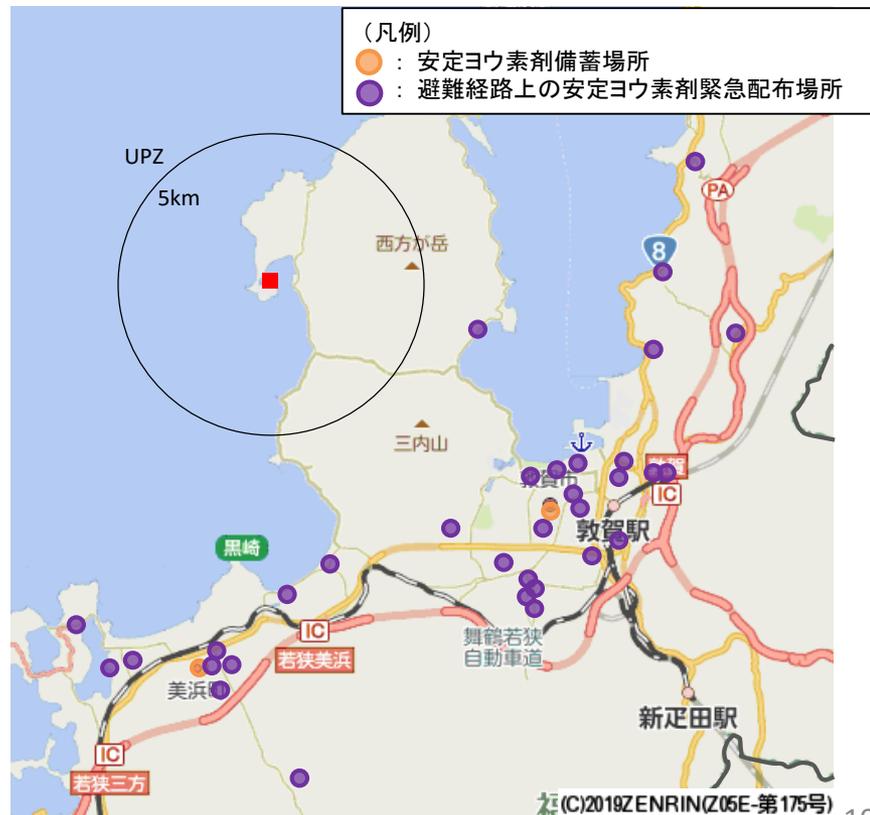
1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様(避難先はP44、避難手段はP46、P47参照)。
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所より各市町が指定する集合場所や避難経路上の緊急配布場所、避難退域時検査場所に市町職員が搬送のうえ、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)



安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- UPZ(概ね5km圏内)において、学校・保育所・医療機関・社会福祉施設は所在していない。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、福井県等が確保した車両で一時移転等を実施(詳細はP60参照)。
- 複合災害時において、一時移転などが必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先(詳細はP89、P90参照)。

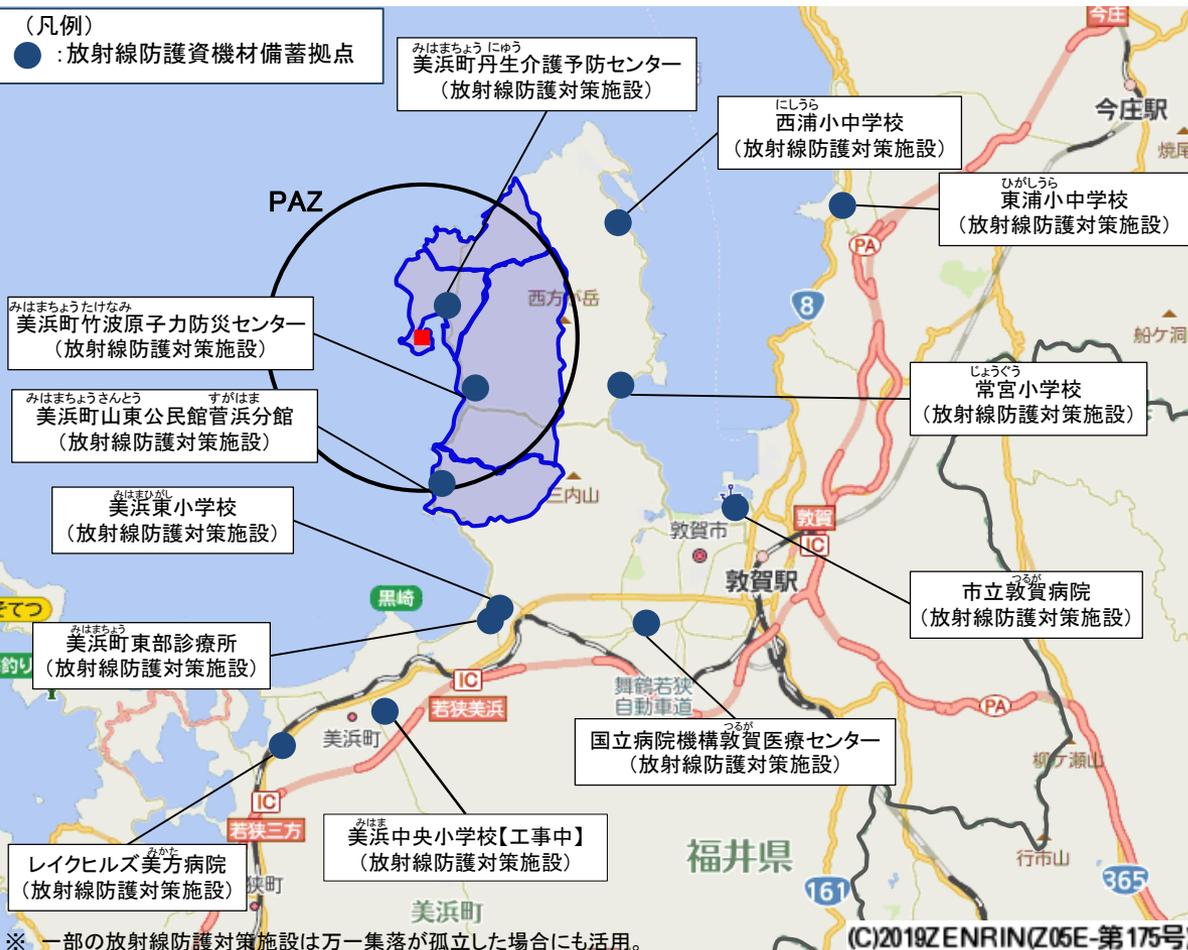
<在宅の避難行動要支援者>

市 町	地 区	避難行動要支援者	支援者	支援者の同行により避難可能な者	避難の実施により健康リスクが高まる者
美浜町 <small>みはまちょう</small>	丹生 <small>にゆう</small>	20人	20人	15人	5人
	竹波 <small>たけなみ</small>	8人	8人	6人	2人
	菅浜 <small>すがはま</small>	44人	44人	33人	11人
敦賀市 <small>つるがし</small>	白木1丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
	白木2丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
合 計		72人	72人	54人	18人

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員（消防団員を含む）のほか、バス会社等の運転者、放射線防護対策施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

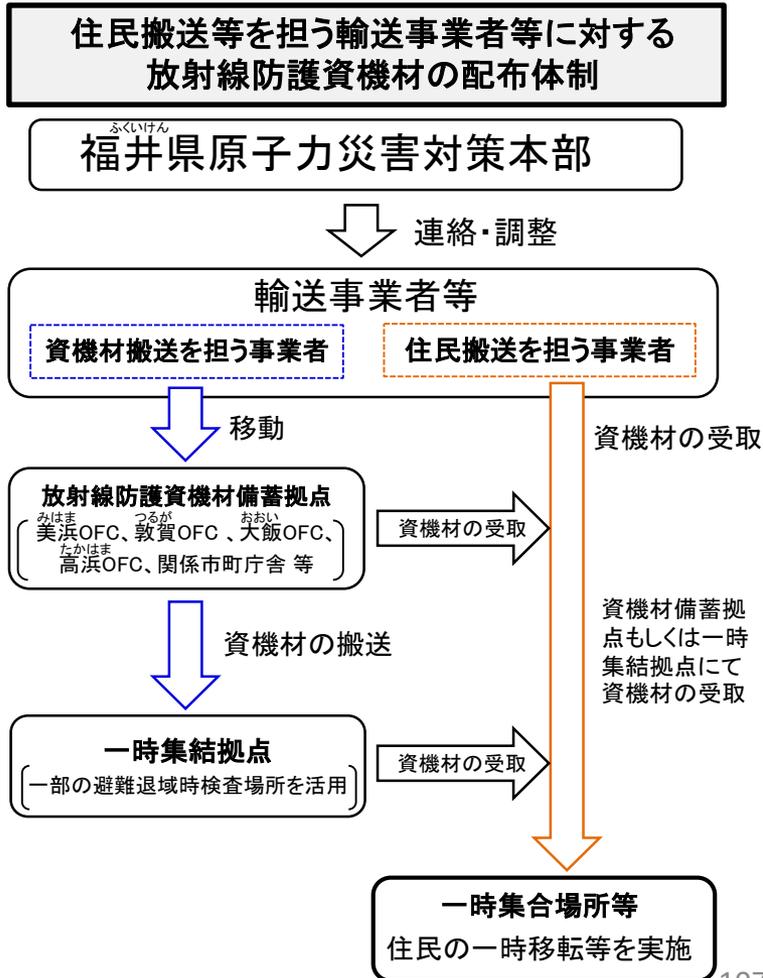
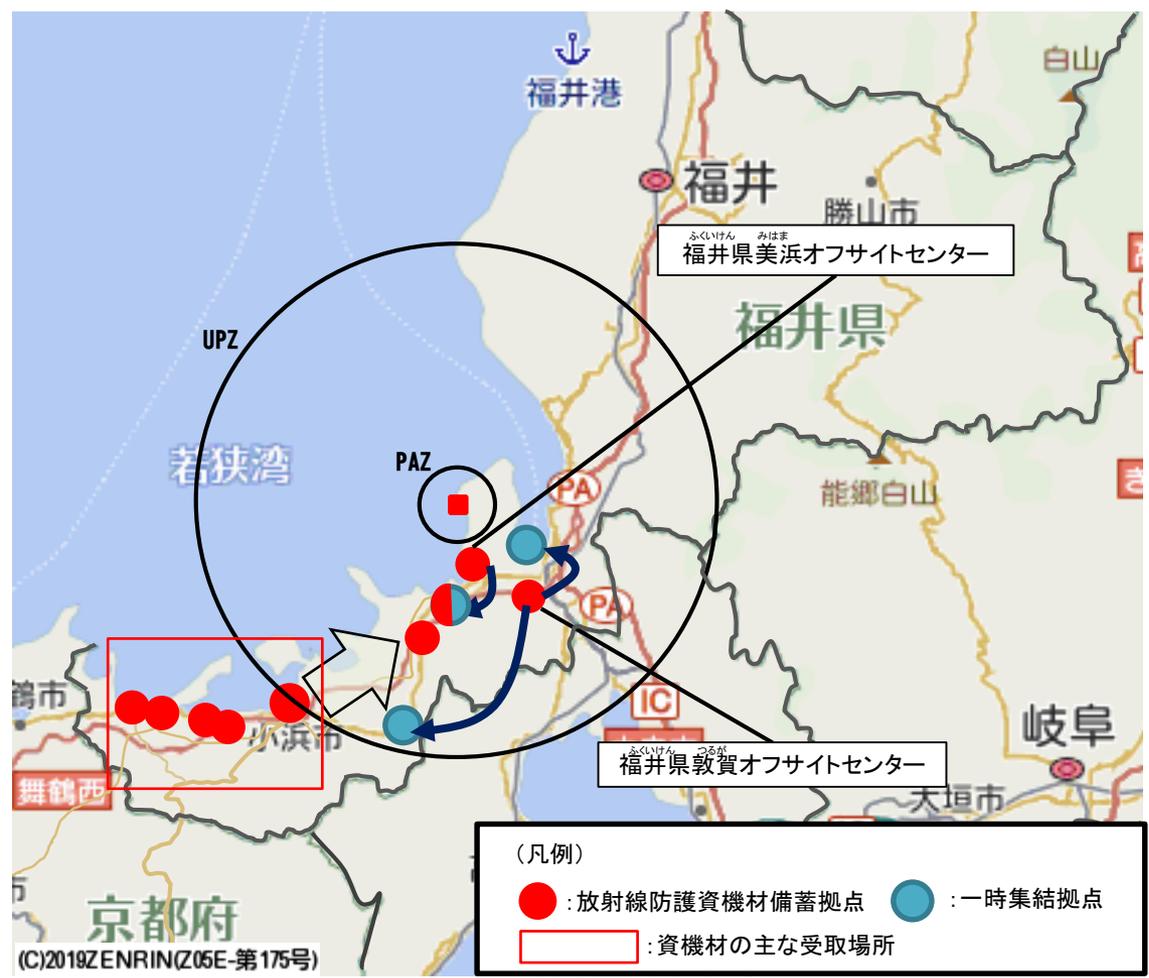


サーベイメータ(GM管) 個人線量計 タイベックスーツ

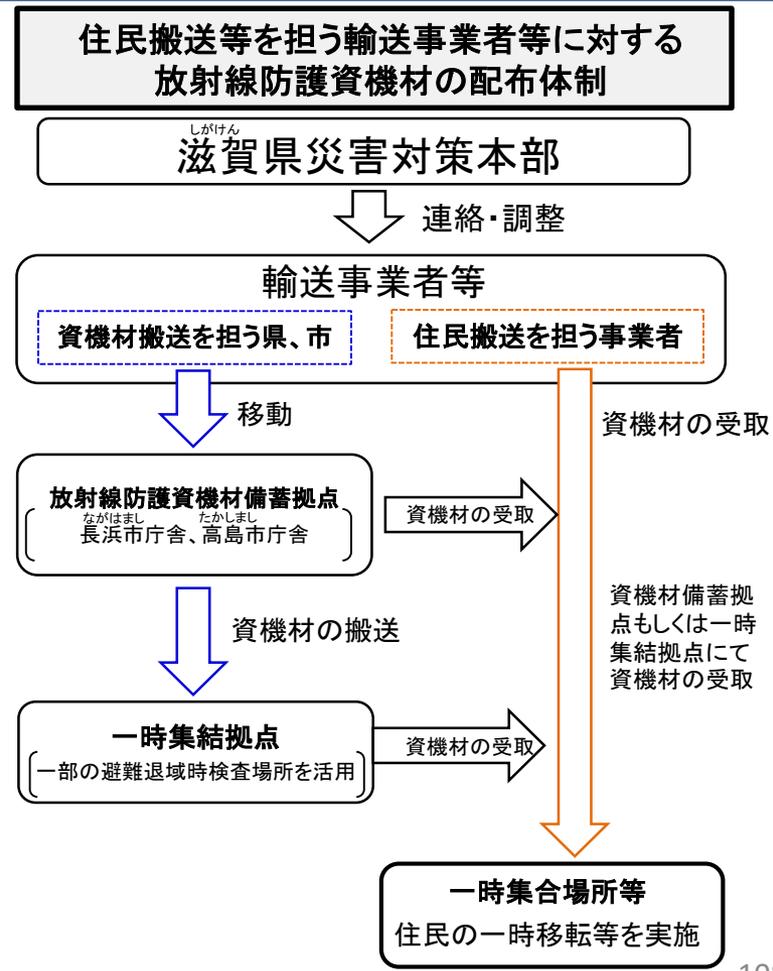
備蓄拠点	対象者
福井県美浜オフサイトセンター 福井県敦賀オフサイトセンター 美浜町役場 敦賀市役所 敦賀警察署 敦賀美方消防組合敦賀消防署 敦賀美方消防組合美浜消防署	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者 警察職員 消防職員、消防団員 等
放射線防護対策施設	施設管理者、避難誘導者等

※ 一部の放射線防護対策施設は万々集落が孤立した場合にも活用。

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用に関する訓練・研修を定期的実施。



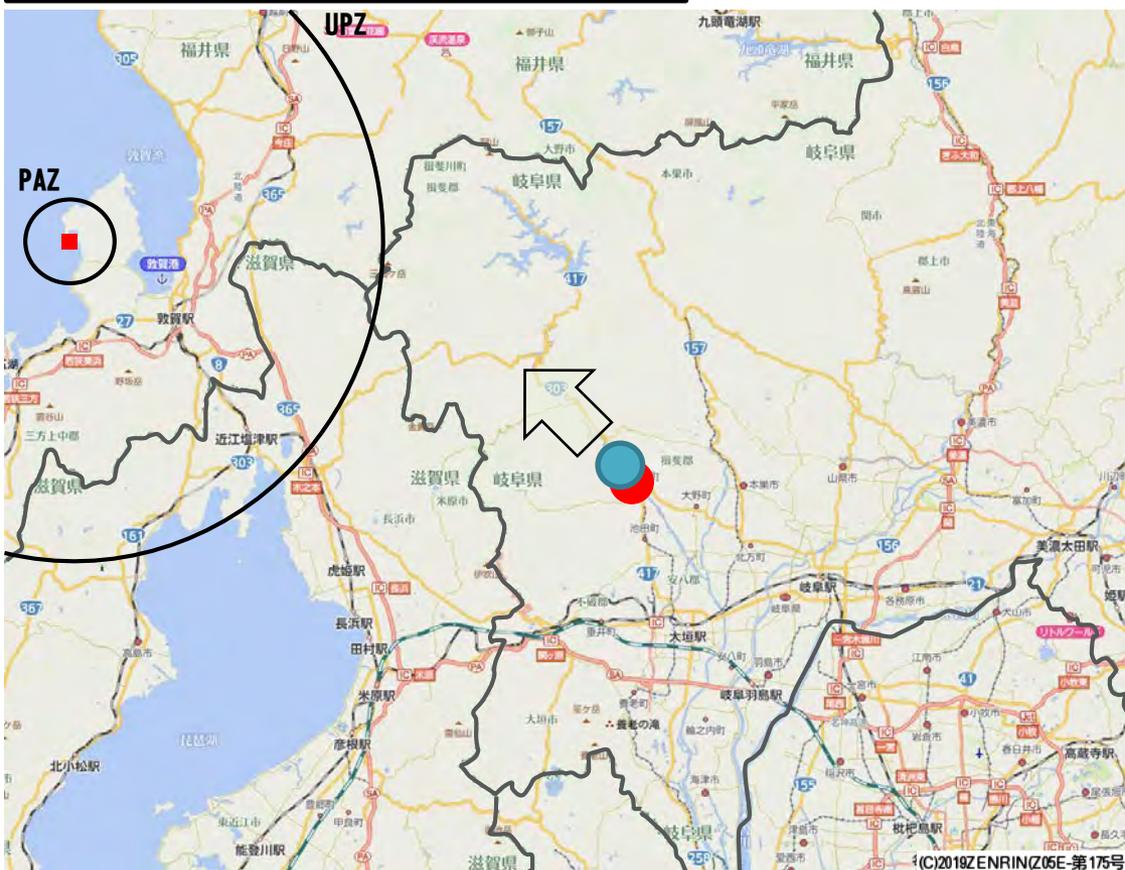
- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

(凡例)

- : 放射線防護資機材備蓄拠点
- : 一時集結拠点



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

岐阜県
岐阜県災害対策本部

連絡・調整

輸送者等

資機材搬送を担う県、
揖斐川町

住民搬送を担う事業者

移動

放射線防護資機材備蓄拠点
いひがわちよう
揖斐川町庁舎、
いひがわ
揖斐総合庁舎等

資機材の受取

資機材の搬送

一時集結拠点
(一部の避難退域時検査場所を活用)

資機材の受取

資機材の受取

資機材備蓄拠点もしくは一時集結拠点にて資機材の受取

一時集結所
住民の一時移転等を実施

原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定」を締結(平成28年8月5日)。

➤ 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	ふくいけん 福井県								しがけん 滋賀県			ぎふけん 岐阜県	
	ふくいけん 福井県	みはまちょう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちょう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちょう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちょう 越前町	しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	ぎふけん 岐阜県	いびがわちょう 揖斐川町
食料品 (食)	53,100	5,487	38,126	2,955	8,096	2,016	12,046	6,000	300,010	77,050	34,213	15,288	19,650
飲料水 (リットル)	—	2,921	84,794	1,794	3,790	1,902	1,800	7,200	—	66,000	71,444	14,464	4,499
毛布 (枚)	19,480	1,976	5,721	785	2,362	809	4,043	1,648	26,940	31,862	11,450	5,400	1,408
簡易トイレ (基) 〈括弧内は 携帯型の個 数〉	367	32	41	35	29	11	62	10	—	178	604	(17,880)	10

※ 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
 ※ 上記の数量は令和2年4月1日調査時点で把握している最新の数。
 ※ 福井県の飲料水備蓄については、浄水器(1台あたり2,000ℓ/時間造水可能)10台を利用することで対応する。

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)バロー、(有)南部酒造場、(株)ハピース、(株)若狭瓜割、(株)おおい、北陸コカ・コーラボトリング(株)、サントリーフーズ(株)、キンピハレツジ(株)北陸支社、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、大塚製薬(株)、西日本段ボール工業組合
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(社)福井県エルピーガス協会
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣	(一社)福井県トラック協会
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害発生時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理および出庫	福井県倉庫協会

市町	協定の種類・締結民間企業等
みはまちよう 美浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ティケーエス、美浜町衣料品組合、敦賀美方農業協同組合、美浜町商業振興協同組合、美方菓子組合美浜支部、美浜町食品組合、美浜町料理飲食店組合、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピーガス協会敦賀支部、美浜町石油組合】
つるがし 敦賀市	生活物資等の供給【北陸コカ・コーラボトリング(株)、福井県生活協同組合、ユニー(株)アピタ店】 燃料等の供給【福井県石油商業組合敦賀支部福井県LPガス協会・福井県LPガス協会敦賀支部】
わかさちよう 若狭町	生活物資等の供給【JA若狭、JA敦賀美方、協同組合三方SC、(株)PLANT、(株)若狭瓜割、(株)光洋若狭工場、福井県民生活協同組合】
おぼまし 小浜市	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、(株)ママーズストア】 燃料等の供給【福井県石油業協会若狭支部、(社)福井県エルピーガス協会若狭支部】
みなみえちげんちよう 南越前町	生活物資等の供給【NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】
えちぜんし 越前市	生活物資等の供給【北陸コカ・コーラボトリング(株)、レンゴー株式会社、NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、株式会社グアードドリンコ北陸、株式会社平和堂】 燃料等の供給【(社)福井県LPガス協会武生支部・今立支部、武生石油協会】
えちぜんちよう 越前町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【一般社団法人福井県エルピーガス協会】

※ 法人名等は協定締結当時の名称